

岐阜県公報

第 二 百 六 十 二 号

令 和 三 年 十 二 月 二 十 四 日

(金 曜 日)

目 次

告 示

保安林に指定する予定である旨の通知	(治 山 課) 六二七
保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知	(同) 六二九
道路の区域変更	(道路維持課) 六二九
道路の供用開始	(同) 六三〇
大垣都市計画の変更	(都 市 政 策 課) 六三二
羽島都市計画の変更	(同) 六三二
収用委員会告示	
土地収用法施行令に基づく公示送達	(収 用 委 員 会) 六三二
公 示	
土地改良事業の工事の完了	(農 地 整 備 課) 六三三
土岐都市計画道路事業の周知	(都 市 整 備 課) 六三三

告 示

岐阜県告示第五百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和三年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
関市上之保字薄ヶ洞一〇六八三の一、一〇六八七の一
 - 二 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 三 指定施設要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字薄ヶ洞一〇六八三の一・一〇六八七の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- () 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部

治山課及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。()

岐阜県告示第五百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和三年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

恵那市串原字大野二二二の一、二二四五、二二四六の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字大野二二二の一・二二四六の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二二四五

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和三年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

恵那市上矢作町字室沢一四六の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字室沢一四六の二（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和三年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市金山町中切字釜平七二三から七二五まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

令和三年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 (一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

揖斐郡揖斐川町谷汲岐礼字水洞一五八二、一五八三、一五八五

(二) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

揖斐郡揖斐川町谷汲岐礼字下樫一五九〇の四、一五九一の一、一五九一の二、一五九一の四、一五九五、一五九八、一五九九、一六〇一、一六〇三から一六〇五まで、一六〇九、一六一六、一六二〇から一六二五まで、一六二七、一六四〇、一六四七、一六四八、一六五四、一六五五の一

(二) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年十二月二十四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員 ル(メートル)	延 長 ル(メートル)	備 考

岐阜県告示第五百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年十二月二十四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	高神 富崎線	山県市神崎字登り尾八九 八番一地区地内	後	前
			八〇 二四・六	四二 二・六
			二・六	二・六

県道	養羽 老島線	養老郡養老町栗笠字仲田 四七二番一地区から 一〇郡同 町高田字栗下 一〇五番三地区まで 養老郡養老町栗笠字仲田 五二六番一地区から 同 郡同 町高田字中起 二八七〇番三地区まで	後 C B	前 B A	区域 変更 前後 別	敷地の幅 員 （メートル）	延 長 （メートル）	備考 A、及び C B は、及び A、及び C B の係 図面 表示 する 敷地 の区分 をい つ
			七五 三〇・〇	二〇五 二九・四		三・七 一五・三	四七〇・五	
			二五・五 三	一三〇・八 五				

岐阜県告示第五百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年十二月二十四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	那岐 加阜線	各務原市那加大門町二丁目四 六番地先から 同 市那加緑町四丁目二番 一地区まで	延 長 （メートル）	供用開始 の 期 日	備考 （区域 決定 又は 変更 の 告示 年月 日）
			三〇・〇	令和 三・二四	平成 二六・八 五

岐阜県告示第五百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年十二月二十四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	路線名	区	間	延 長 （メートル）	供用開始 の 期 日	備考 （区域 決定 又は 変更 の 告示 年月 日）

県道	
養羽 老島線	
養老郡養老町高田字中起二八 七〇番三地先から 同郡同町同字初花二二 九三番一地先まで	
二〇六・八	
令和 三・三・二四	
令和 三・三・二四	

岐阜県告示第五百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年十二月二十四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

道路 の種 類	道路 の種 類	区 間	延 長 メ ー ト ル	供 用 開 始 の 期 日	備 考 （区 域 又 は 決 定 の 日 は 別 表 に 示 す ）
一 般 道 路	二 百 五 十 六 号	加茂郡白川町上佐見字下新田 一九三二番地先から 同郡同町同字南方三 八一番地先まで	八七〇〇	令和 三・三・二四	平成 二六・三・二六

岐阜県告示第五百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年十二月二十四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

道路 の種 類	道路 の種 類	区 間	延 長 メ ー ト ル	供 用 開 始 の 期 日	備 考 （区 域 又 は 決 定 の 日 は 別 表 に 示 す ）
福 白 岡 川 線	福 白 岡 川 線	加茂郡白川町三川字恵釣り五 一〇番一地先から 同郡同町同字同 一九番五地先まで	三九・三	令和 三・三・二四	令和 三・二・二

岐阜県告示第五百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年十二月二十四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

道路 の種 類	道路 の種 類	区 間	延 長 メ ー ト ル	供 用 開 始 の 期 日	備 考 （区 域 又 は 決 定 の 日 は 別 表 に 示 す ）
福 白 岡 川 線	福 白 岡 川 線	加茂郡白川町三川字恵釣り四 九一番三地先から 同郡同町同字同 九二番一地先まで	一三六・六	令和 三・三・二四	平成 三〇・二・二五

岐阜県告示第五百四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和三年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

大垣都市計画道路

- 三・三・五 南高橋神戸線
- 三・三・十三 長松青墓線
- 三・五・三十五 大島大井線
- 三・三・四百九 大垣神戸大野線
- 三・六・四百十一 瀬古下宮線

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課、大垣市都市計画課、神戸町建設課

岐阜県告示第五百五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和三年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

大垣都市計画道路

- 三・三・七 寺内安八線
- 二 都市計画を定める土地の区域
- 都市計画図書において表示する区域
- 三 縦覧場所
- 岐阜県都市建築部都市政策課、安八町建設課

岐阜県告示第五百五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和三年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

羽島都市計画道路

- 三・四・四 外粟野大浦線
- 二 都市計画を定める土地の区域
- 都市計画図書において表示する区域
- 三 縦覧場所
- 岐阜県都市建築部都市政策課、羽島市都市計画課

三 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課、羽島市都市計画課

収用委員会告示

岐阜県収用委員会告示第六号

土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第五条第二項の規定により、次のとおり公示送達をする。

<p>事業の種類</p>	<p>施行に係る地区名</p>	<p>工事完了年月日</p>	<p>土地改良事業の工事の完了</p> <p>次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公示する。</p> <p>令和三年十二月二十四日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p>	<p>公 示</p>	<p>令和三年十二月二十四日</p> <p>岐阜県収用委員会 会長 森 裕 之</p> <p>公示送達</p> <p>氏名及び住所不明。ただし、最後の本籍 京都府京都市北区紫野下柏野町二二番地、死亡時の住所 アメリカ合衆国テキサス州ベンプルック市パロミノドライブ三九三二番地（亡）加藤満紀子の相続人</p> <p>土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第六十六条第三項の規定により右の者に送達すべき左記書類は、岐阜県収用委員会事務局（岐阜県県土整備部用地課内）において保管してあるので、出頭の上その交付を受けてください。</p> <p>記</p> <p>令和三年十二月十六日付けの令和三年岐収委第五号及び第六号収用事件の裁決書（注意） 右書類を受領しないときは、令和四年一月十四日をもってその書類の送達があったものとみなします。</p> <p>令和三年十二月二十四日</p> <p>岐阜県収用委員会</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1377 1167 1441 1435"> <p>かんがい排水事業 （保全合理化型）</p> </td> <td data-bbox="1377 1435 1441 1749"> <p>各務用水二期地区</p> </td> <td data-bbox="1377 1749 1441 2051"> <p>令和 三・三・一九</p> </td> </tr> </table> <p>土岐都市計画道路事業の周知</p> <p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により都市計画道路事業の変更の認可を受けたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公示する。</p> <p>令和三年十二月二十四日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p> <ol style="list-style-type: none"> 都市計画事業の種類及び名称 土岐都市計画道路事業 三・四・十二号 妻木線 施行者の名称 岐阜県 事務所の所在地 岐阜県藪田南二丁目一番一号 岐阜県都市建築部都市整備課 事業地の所在 収用の部分 変更なし 使用の部分 なし 	<p>かんがい排水事業 （保全合理化型）</p>	<p>各務用水二期地区</p>	<p>令和 三・三・一九</p>
<p>かんがい排水事業 （保全合理化型）</p>	<p>各務用水二期地区</p>	<p>令和 三・三・一九</p>							

令和三年十二月二十四日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三
岐阜文芸社